

一ヶ月ヲ通ジテ出勤十八日ニ満タサルモノニ對シテハ支給セス

勤務成績不良(欠罰ヲ受ケタル者)ナル者ニハ支給セス
遅参、早退ハ四回ニ付一日ノ出勤ト見做ス

ト云フノテアルカ比率ノ算出ニ付テ組合ノ案ト局ノ案トノ
間ニ相違莫カアル 即テ組合テハ比率算出ノ時期ヲ協議カ
解決シタ昭和十年十二月末ヲ以テスルコトヲ主張シタルニ
對シ局ハ之ヲ本年三月末トシタル事 又組合ハ八分ノ支給
ヲ主張シタルニ對シ局ノ案ハ七分テアル事等ノ相違カ出表
タカシハ算定ノ方法ニ相違カアル為メテアルカラ

比率ハ七分ハ分トスルコト
算定ノ時期ヲ局案ハ本年三月三十一日現在員テアルノヲ
協議直後即テ昨年十二月末現在トスルコト
ノ二項ニ付テ明二十三日午前十時ヨリ交渉スル事ニ決定

共済組合問題ノ件

昨年実施ノ後業員慰安會ニ関シテ不正問題カ最近露見シ関
係者カ丸ノ内署ニ二名檢挙(佐藤圭次郎及鈴木茂七)セラ
レタカ此ノ問題ニ関シテ本部員モ亦関係アルカ如ク疑念ノ
目ヲ以テ見ラレテ居ルノヲ速カニ真相ヲ調査シテ對策ヲ講
スル事ニ決定

自動車定員実施ノ件

婦人部ヨリ提案ノ自動車定員実施ニ関シテハ本部ノ問題ニ
採リ上テテ本局ニ交渉スルコトニ決定

② 交總相互扶助會規約草案作成ノ件

交總本部建設ノ為メ第テヨリ計畫中ナリシ交總相互扶助會ハ
別記ノ通り規約草案ヲ作成シタルカ一應審議ノ上近ク大改
名古屋方面ニ勧誘スヘク計畫中

右及申(通)報候也